

千葉県告示第9号

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第4項及び第5項の規定により有料公園施設の指定管理者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示します。

令和2年1月8日

千葉市長 熊谷俊人

施設の名称	指定管理者	指定期間
稲毛海浜公園花の美術館	千葉県美浜区中瀬2丁目6番地1 株式会社ワールドパーク 代表取締役 石山 高広	令和2年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
稲毛海浜公園稲毛記念館		
稲毛海浜公園海星庵		
稲毛海浜公園野外音楽堂		